慶應SFC学会会則

2002年3月6日改定
2002年7月3日改定
2003年7月9日改定
2004年10月6日改定
2005年10月5日改定
2007年2月28日改定
2012年6月27日改定
2014年6月25日改定
2015年6月24日改定
2016年6月22日改定
2019年4月3日改定
2020年4月1日改定

第1条本会は慶應SFC学会と称する。

第2条本会は総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部および政策・メディア研究科、健康マネジメント研究科の研究・教育活動を促進し、学外との交流を深めることを目的とする。

第3条本会には正会員、準会員、学生会員、名誉会員を置く。
2原則として湘南藤沢３学部および２研究科の専任教員とするが、専任に準ずる有期の教員は慶應SFC学会幹事会の審議を経て正会員とすることも可能である。
3原則として湘南藤沢キャンパスを卒業あるいは修了した者および退職した教員で、その後本人の希望により資格申請を行い、その資格を得たものとする。また、湘南藤沢キャンパスコミュニティで活動している特任教員、非常勤教員、SFC研究所上席所員、SFC研究所所員ならびにSFCに勤務する職員も本人の希望により資格申請を行い、慶應SFC学会幹事会の審議を経て準会員とすることも可能である。
4本会の学生会員は湘南藤沢キャンパスに在籍する学部生ならびに研究科の学生とする。研究科の特別学生は、学生に準じた会員とすることができる。
5本会の名誉会員は原則として湘南藤沢キャンパスを定年退職した教員で、慶應SFC学会の幹事会の推挙、審議を経て名誉会員とすることができる。

第4条本会は第２条の目的を達成するために以下の事業を行う。
１．　各種出版物の刊行

２．　講演会、シンポジウム、セミナーなどの開催
３．　その他

第5条本会には以下の役職を置くことができる
１．会長　１名
２．副会長　２名
３．幹事　湘南藤沢キャンパスを構成する各学部、各研究科の代表者を含む若干名
４．会計監査　２名
５．顧問　若干名
６．評議員　３名以上

第6条会長は正会員の中から幹事会の推薦を経て総会において決定する。
2副会長、幹事は会長の推薦を経て総会において決定する。会計監査は幹事会で推薦され総会において決定する。
3顧問は会長が委嘱する。
4評議員は評議員の互選によって選出され、会長が承認する。但し、最初の評議員は幹事会にて選出し、総会にて承認する。

第7条会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。幹事は幹事会を組織し、会務を執行する。顧問は学会運営全般につき幹事会に助言する。幹事会は、①学会の活動に大きな影響を与える体制や運営の変更並びに新規の活動、②特別会計や500　万円以上予算外資金の支出等を行う場合は、評議員会に諮問し提言を求めることとする。

第8条幹事会は予算及び決算を作成し、総会に報告する義務がある。
2幹事会は会務の執行に必要な組織を設けることができる。
3幹事会は、会則および会の目的に適合する範囲で、会務の執行に必要な運営規則を設けることができる。この規則の制定、改廃については総会の承認を得なければならない。

第9条本会役員の任期は２年とする。ただし再選を妨げない。任期は、原則として、１０月１日に始まるものとする。

第10条本会の最高議決機関として正会員を構成員とする総会を置く。 会長は年１回総会を招集する。ただし、幹事会の発議に基づき臨時総会を召集することもできる。総会の議長は会長または副会長が務める。

第11条本会の経費は会員の納める学会費、学会費（学会資料購読費等)、その他を以てこれ

に充てる。
2経理業務の取り扱いについては、総会が定める慶應SFC学会経理規定による。
3学会費、学会費（学会資料購読費等）の金額は別にこれを定める。

第12条本会則の改廃は総会の議を経てこれを行う。